

京都市地域水道条例の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第 88 号）（上下水道局技術監理室地域事業課）

「中川簡易水道」及び「小野郷簡易水道」において、近年、現在の水源である深井戸の水位が低下していることから、新たな水源を確保し、現在の水源と併せて安定的に給水するため、両簡易水道を統合することとしました。

統合に伴い、名称を「中川・小野郷簡易水道」に改めるとともに、両簡易水道の給水区域を合わせた区域をその給水区域とすることとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市地域水道条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市条例第88号

京都市地域水道条例の一部を改正する条例

京都市地域水道条例の一部を次のように改正する。

別表中川簡易水道の項及び小野郷簡易水道の項を次のように改める。

中川・小野郷簡易水道	京都市北区大宮釈迦谷，同区西賀茂氷室町，同区西賀茂西氷室町，同区西賀茂宮山，同区西賀茂蓬来谷，同区西賀茂鷲谷，同区西賀茂城山，同区西賀茂笠松，同区西賀茂鑪磨岩，同区西賀茂宮ノ谷，同区西賀茂西中尾，同区鷹峯堂ノ庭町，同区鷹峯船水，同区鷹峯牛ケ首，同区鷹峯東奥長谷，同区鷹峯奥長谷，同区鷹峯皿谷，同区中川北山町，同区中川中山，同区中川東山，同区中川西山，同区中川川登，同区杉阪道風町，同区杉阪都町，同区杉阪東谷，同区杉阪南谷，同区杉阪北尾，同区真弓八幡町，同区真弓善福，同区小野下ノ町，同区小野中ノ町，同区小野上ノ町，同区小野宮ノ上町，同区小野岩戸，同区小野水谷，同区小野笠谷，同区大森芦堂町，同区大森稻荷，同区大森中町，同区大森東町，同区大森菖蒲，同区大森西町，同区大森大谷，同区大森牛ケ滝，同区大森中山，同市右京区梅ヶ畑川東及び同区梅ヶ畑亀石町の各一部
------------	--

附 則

この条例は，市規則で定める日から施行する。

(上下水道局技術監理室地域事業課)